

D518

566



様式44

7年12月25日

三重県知事 へ

医療法人の住所 伊勢市二見町溝口401-1

医療法人の名称 医療法人社団 山本医院

理事長名 山本 敏雄

電話 0596 ( 44 ) 2323

決 算 届

令和 6年10月 1日から令和 7年 9月30日までの決算を終了したので、医療法第52条第1項の規定により届出します。

[添付書類]

- 1 事業報告書
- 2 財産目録
- 3 貸借対照表
- 4 損益計算書
- 5 監事の監査報告書



〔別 紙〕

様式 1

## 事 業 報 告 書

(自 令和6年10月1日 至 令和7年9月30日)

### 1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人社団 山本医院  
① 出資持分あり 社団  
② その他  
③ 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 三重県伊勢市二見町溝口401番地1
- (3) 設立認可年月日 平成18年11月13日
- (4) 設立登記年月日 平成19年1月4日

### 2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	診療所
施設の名称	山本医院
施設の医療機関コード	2410805648
開設場所	三重県伊勢市二見町溝口401番地1
許可病床数	無床

- (2) 当該会計年度内に社員総会で議決又は同意した事項

令和6年11月25日	令和6年度決算の決定
令和7年9月22日	令和8年度予算の決定

様式 2

法人名 医療法人社団 山本医院

※医療法人整理番号

所在地 三重県伊勢市二見町溝口401-1

財 産 目 録

(令和7年9月30日現在)

1. 資 産 額	157,787 千円
2. 負 債 額	6,349 千円
3. 純 資 産 額	151,438 千円

(内 訳)

(単位：千円 )

区 分	金 額
A 流 動 資 産	87,214
B 固 定 資 産	70,572
C 資 産 合 計 (A+B)	157,787
D 負 債 合 計	6,349
E 純 資 産 (C-D)	151,438

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))  
 建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3 - 3

法人名 医療法人社団 山本医院

※医療法人整理番号

所在地 三重県伊勢市二見町溝口 4 0 1 - 1

貸 借 対 照 表

(令和 7 年 9 月 3 0 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	87,214	I 流動負債	6,349
II 固定資産	70,572	II 固定負債	
1 有形固定資産	14,289	負債合計	6,349
2 無形固定資産	72	純資産の部	
3 その他の資産	56,210	科 目	金 額
		I 資本金	5,000
		II 利益剰余金	146,438
		1 その他利益剰余金	146,438
		純資産合計	151,438
資産合計	157,787	負債・純資産合計	157,787

様式4-2

法人名 医療法人社団 山本医院

※医療法人整理番号

所在地 三重県伊勢市二見町溝口401-1

損 益 計 算 書  
(自 令和6年10月1日 至 令和7年9月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	164,849
2 事業費用	171,112
本来業務事業利益	△ 6,262
事業利益	△ 6,262
II 事業外収益	
受取利息	99
雑収入	2,562
III 事業外費用	
雑損失	5
經常利益	△ 3,605
税引前当期純利益	△ 3,605
法人税等	439
当期純利益	△ 4,045

## 監事監査報告書

医療法人社団 山本医院  
理事長 山本 敏雄 殿

よ

私（注1）は、医療法人社団山本医院の令和7年会計年度（令和6年10月1日から令和7年9月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

### 監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注2）の監査を実施しました。

### 記

### 監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和7年11月17日  
医療法人社団 山本医院  
監事 浦野 眞壽美

（注1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注2）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」、医療法第51条第2項に規定する医療法人については、「財産目録、貸借対照表及び損益計算書（医療法人会計基準第3条に規定する重要な会計方針の記載及び第22条に規定する貸借対照表等に関する注記を含む）、純資産変動計算書及び附属明細表」とする。